

住宅市街地の開発整備の方針の変更【大阪府決定】について

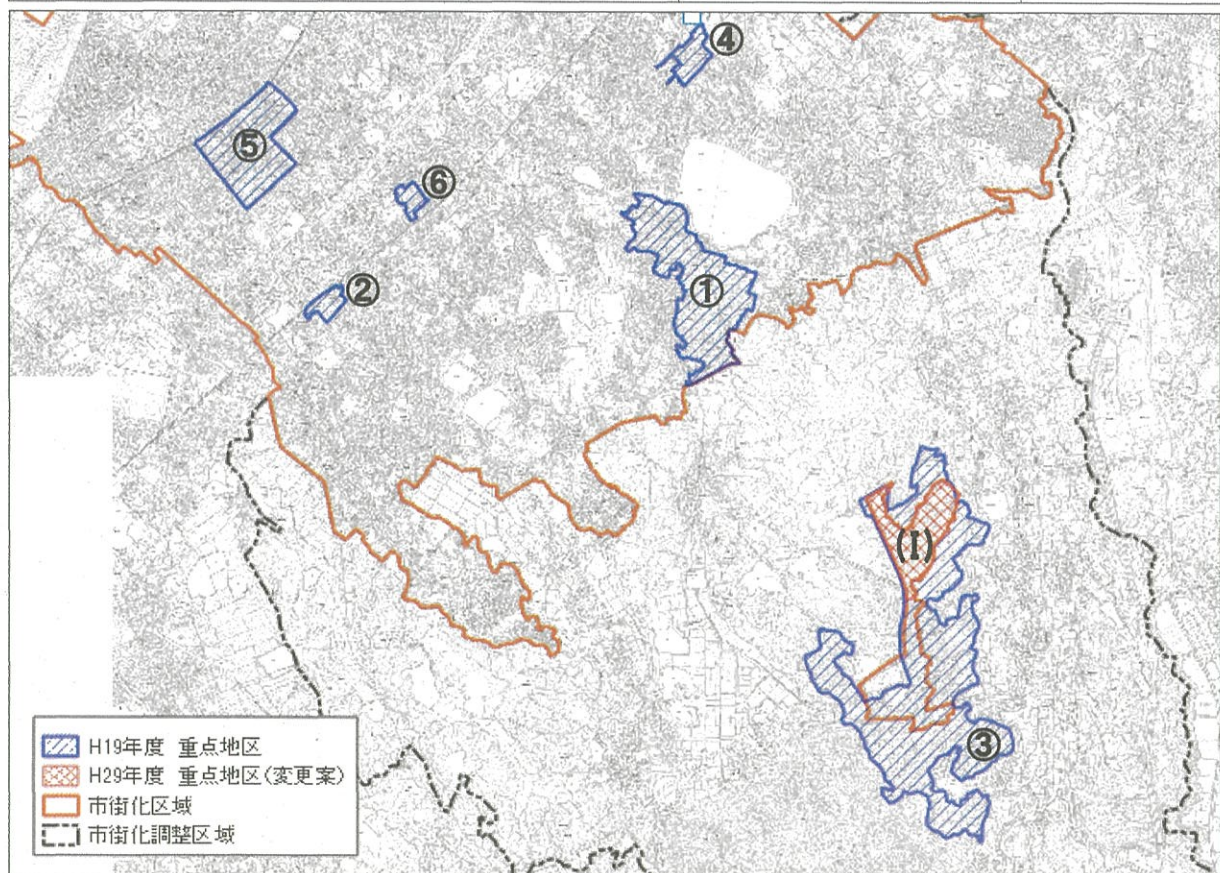
1. 制度概要と経過

住宅市街地の開発整備の方針は、住宅及び住宅地の供給を促進するために、良好な住宅市街地の開発整備を図るための方針を都市計画に定めるもので、住生活基本法に規定する「都道府県住生活基本計画」に適合して定めるとされている。このため、平成 28 年 12 月改定された「大阪府住生活基本計画」に適合するよう、都市計画変更を行う。

2. 都市計画変更の概要

【重点地区】

平成 19 年度都市計画決定		平成 29 年度都市計画変更（案）	
① 尾生久米田地区	約 53ha	—	—
② JR 東岸和田駅東周辺地区	約 4ha	—	—
③ 岸和田丘陵地区	約 153ha	(I) 岸和田丘陵地区	約 22.2ha
④ 岸和田大町地区	約 6ha	—	—
⑤ 南海岸和田駅東周辺地区	約 33ha	—	—
⑥ 下松地区	約 4ha	—	—



3. 今後のスケジュール（案）

平成 29 年 8 月	大阪府公聴会（大阪府による大阪府決定の都市計画案についての公聴会） ※日程等の案内：7 月 1 日号：「広報さしわだ」に掲載予定
平成 29 年 11 月頃	都市計画案の縦覧
平成 29 年 12 月頃	岸和田市都市計画審議会への諮問
平成 30 年 2 月頃	大阪府都市計画審議会への諮問